

津別町新型コロナウイルス対策「雇用継続助成金」の申請期限を再延長します

現在、津別町では、国の雇用調整助成金（コロナ特例）の支給決定を受けた町内事業者を対象に「雇用継続助成金」の申請を受付中です。国の雇用調整助成金（コロナ特例）の支給対象が、令和4年6月30日を含む休業まで再延長になりましたので、津別町も同様に雇用継続助成金の申請期限を再延長します。該当となる事業者は、内容をご確認のうえ、申請をお願いします。

支給対象

国の雇用調整助成金（コロナ特例）の支給決定を受けた町内事業者で、令和2年4月1日以降に全部または一部の休業（町内事業所に勤務する従業員分のみ）

申請期限

令和4年9月30日（金）

申請方法

町のホームページから申請書をダウンロードして、必要事項を記入し、申請をお願いします。
※詳細は、町のホームページをご確認ください。
<https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/01news/10oshirase/2020-0602-0854-7.html>



問い合わせ先 商工観光係 19番窓口
☎ 77-8388

津別消防署からのお知らせ

春先は火災に要注意！

毎年この時期は空気が乾燥し、火災が発生しやすい環境になります。火の取り扱いや、後始末には細心の注意を払うようお願いします。

また、近年の山火事の原因はごみ焼きによるものが多くなっています。大規模な火災が起こってしまうかもしれませんので絶対にやめましょう（ごみ焼きは法律で禁止されています）。

問い合わせ先 津別消防署 ☎ 76-2189



風害等による消防の対応について

毎年、強風による屋根トタンなどの飛散危険に対する出動があります。消防署では、町民の人命に危険が及ばないよう、トタンを固定するなどの最低限の対応しかできません。普段から建物の維持管理をよろしくお願います。

問い合わせ先 津別消防署 ☎ 76-2189



暮らしを支える

税

町税の納付は口座振替制度のご利用を

町の税金は、北見信用金庫（役場派出所、本店および各支店）、網走信用金庫、津別町農業協同組合、北海道内のゆうちょ銀行（郵便局）で納付することができます。

「月中は仕事で金融機関に行くことができない」、「納付を忘れてしまう」等の方は、「口座振替制度のご利用をお勧めします。この制度を利用すれば、金融機関の預金口座から振り替えによって納税することができるため、金融機関に行く手間が少なく、また、納付を忘れてしまうこともなく大変便利です。

手続きは、口座振替をする口座の印鑑、預金通帳と納税通知書を持参して町の税金を納めることのできる金融機関で行ってください。手続きの際に、引き落としのタイミングを「各期」か「全期」の二つから選択できます。振替口座の変更がなければ、毎年手続きをする必要はありません。

なお、口座振替の手続きをされた日によっては、直後の納期限に間に合わない場合がありますので、手続きの際には金融機関にご確認ください。

問い合わせ先

☎ 77-8376
税務収納係10番窓口

募集期間

5月6日（金）～5月13日（金）
（土日を除く）

受付場所

建設課住宅係 2階20番窓口

入居資格

①現に同居し、又は同居しようとする親族等がある方（単身者向け住宅除く）

②入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方（下記の世帯人数別の年間所得額一覧表を参照）

③入居者及び同居者、又は同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

津別町HP 住宅情報



今回公募する公営住宅（入居時期5月下旬）

町営住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐 車 場	共益費	入居区分
旭町団地	旭町69番地1	H26/1LDK	17,400~25,900円	1台分(300円)	600円	単身用
たつみ団地	達美212番地10	S60/3DK	17,300~25,700円	住宅横駐車可	700円	世帯用(単身可)
西町団地	緑町7番地3	H28/2LDK	23,900~35,600円	1台 300円	600円	世帯用

特定公共賃貸住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐 車 場	共益費	入居区分
緑町第2団地	緑町10番地2	H23/1LDK	30,000円	1台分(300円)	700円	単身用
新町団地	新町27番地19	H23/2LDK	40,000円	1台 300円	700円	世帯用

提出書類

入居申込される方が津別町民の場合

- ①入居申込書（HPからダウンロード可）
- ②マイナンバー提供書（HPからダウンロード可）

入居申込される方が津別町民ではない場合

- ①入居申込書（HPからダウンロード可）
- ②入居予定者全員の住民票
- ③滞納のないことの証明書
- ④入居予定者の所得が確認できるもの

入居にあたっての留意事項

- ①犬・猫等ペットの飼育はできません。（一時預かりの場合も禁止です）
- ②入居が決定したときは、3ヶ月分の家賃に相当する金額を敷金として納付していただきます。
- ③独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入を有する連帯保証人1名が必要です。
- ④入居後の各種手続きについては、ご自身で行っていただきます。

（参考）世帯人数別の年間所得額一覧表

単位：千円

住宅区分	区 分	世帯区分				
		1人	2人	3人	4人	5人
町営住宅 (所得上限)	通常の入居者	1,896	2,276	2,656	3,036	3,416
	入居の特例	2,568	2,948	3,328	3,708	4,088
特定公共 賃貸住宅	所得下限(50歳未満)	1,896				
	所得下限(45歳以下)		1,856	2,236	2,616	2,996
	所得下限(45歳以上)		2,276	2,656	3,036	3,416
	所得上限	3,108	6,224	6,604	6,984	7,364

※上記所得金額を超える場合でも控除額等により入居可能な場合があります。
※入居の特例は障がいのある方などが入居される場合に適用されます。

入居申込・問い合わせ先 建設課住宅係20番窓口 ☎ 77-8390